

A:支払い日が先、B:支払い日が後

給料等の差押可能金額計算表		A	B
① 給料等の金額	給料等の月額（各種手当を含みます。）		
② 国税徴収法第76条第1項に定める差押禁止額	1号	給料等から差し引いている源泉所得税額	
	2号	給料等から差し引いている地方税額	
	3号	給料等から差し引いている社会保険料等の額	
	4号	月額本人100,000円及び、本人と生計を一にする親族1人につき45,000円を加算した金額	
	5号	{① - (1号 + 2号 + 3号 + 4号の金額)} × 0.2 ただし4号の金額 × 2の金額を限度とする	
	合計	1号 + 2号 + 3号 + 4号 + 5号の金額	
③ 差押金額	①—②欄の合計金額		

①給料等の月額は、千円未満の端数を切り捨てます。

（但し、滞納者の雇用期間が一ヶ月未満の場合は百円未満を切捨て。）

※給料等の月額＝基本給、扶養手当、日当直手当、通勤手当、残業代等の合計（各種控除前の総支給額）

②差押禁止額の1・2・3・5号は千円未満の端数を切り上げます。

（但し、滞納者の雇用期間が一ヶ月未満の場合は百円未満を切上げ。）

※ 給料等から差し引いている源泉所得税額（1号）

※ 給料等から差し引いている地方税額（住民税の特別徴収税額）（2号）

※ 給料等から差し引いている社会保険料等（健康保険、厚生年金、雇用保険等）（3号）

※ 宗像市公式ホームページ（<https://www.city.munakata.lg.jp>）からエクセル版の計算書をダウンロードできます。（マイクロソフト社のエクセルがインストールされている必要があります。）

トップページ > くらし・手続き > 税金 > 市税の納付等 > 給料等の差押金額計算書について

〒811-3492

福岡県宗像市東郷一丁目1番1号

宗像市

経営企画部 収納課 収納係

TEL 0940-36-5392